

陳情第121号	受理年月日	平成31年3月6日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	埋蔵文化財センターの八幡市民会館への移転反対等について	
要旨	<p>城野遺跡は弥生時代後期の九州最大級の方形周溝墓、子供の朱塗り石棺、石棺に描かれた全国初例の絵画文様、九州2例目の玉づくり工房を含む大規模な竪穴住居群などが見つかった日本考古学協会も認める学術上重要な遺跡であり、邪馬台国時代の貴重な歴史が刻まれた市民のかけがえのない歴史遺産である。</p> <p>ところが、北九州市が国との保存交渉で最後まで土地取得を要望しなかったため、2016年1月に民間企業に売却され、2018年1月から東エリア全域が、2019年2月13日から西エリアの大部分が商業施設建築の造成工事により破壊された。</p> <p>私たちは、貴重な歴史を語る城野遺跡を、北九州市で初めての本格的な遺跡公園として整備活用するよう市長や市議会に繰り返し要望、陳情した。しかし、考古学の専門家や私たち市民の願いはかなわず、今、城野遺跡は方形周溝墓付近だけの小さな遺跡広場になろうとしている。</p> <p>更に、北九州市は公共施設マネジメントの資産の有効活用や総量抑制の視点から、小倉北区にある埋蔵文化財センターを八幡東区の八幡市民会館に移転する計画を突然発表した。</p> <p>保存決定した村野藤吾氏設計の八幡市民会館の歴史的価値は、内観、外観合わせてのものである。また、全く違う機能をもった建物の内部を改装するだけで埋蔵文化財センターの専門的な機能を果たすことができるのだろうか。北九州市の遺跡の調査、整理、収蔵、研究及び普及啓発の拠点として35年間培ってきた埋蔵文化財センターは、今後、今まで以上の機能性や利便性が図られるべきであり、八幡市民会館への移転は資産の有効活用とは到底認められない。</p> <p>埋蔵文化財を発掘調査し、その価値を住民が共有することは、地域のコミュニティを構築し、郷土愛を醸成することにもつながる、と文化庁</p>	

(続 く)

も報告している。

北九州市の埋蔵文化財を大切に守り、生かし、文化の薫るまちづくりのため、下記のとおり陳情する。

記

- 1 埋蔵文化財センターの八幡市民会館への移転、解体、跡地売却を中止し、北九州市の豊かな埋蔵文化財を市内外に発信し、多くの人々に親しまれる埋蔵文化財センターにすること。
- 2 北九州市には、ふるさとの歴史と文化を体感、学習できる本格的な遺跡公園が一つもない。その原因を明らかにするとともに、北九州市の原始も含む古代の豊かな歴史を学び、語り継ぐために本格的な遺跡公園をつくること。
- 3 市が計画する方形周溝墓付近の遺跡広場が、開発業者の造成工事により一部破壊された経緯と原因、方形周溝墓への影響、このような事態に至った責任の所在及び今後の対策を明らかにすること。